

議 会 だ よ り

おおやまざき



第 83号
発行
平成30年3月1日

平成29年第4回定例会(12月議会) 会期12月1日～12月19日

町体育館の使用料改定、改修工事増額変更を可決

第二大山崎小プール改築工事契約を可決

府道(西国街道ほか)の一部の町道認定に同意

町職員の給与に関する条例などの一部改正を可決

フ
ー
ー
ジ



山崎渡船の中洲原 (木津川を距て、橋本を望む)

表紙の写真

山崎の渡しと中洲

山崎の渡しとは、かつて大山崎・島本と対岸の橋本との間を結んでいた渡し舟のことです。平安時代中期から続く由緒ある渡し舟で、谷崎潤一郎の名作「蘆刈」の舞台にも登場しました。明治30年代以降、桂川の付け替え工事によって、桂川と宇治川・木津川に分離され、間に堤(中洲)ができました。そのため、渡し舟の客は、まず桂川を舟で渡り、中洲を徒歩で横断した後、再び別の渡し舟で宇治川・木津川を渡ることになりました。風情のある渡し場でしたが、昭和37年(1962)に廃止されました。写真は夏の堤(中洲)の風景です(北尾鏝之助『淀川』昭和18年<1943>)。

(大山崎町歴史資料館)

現在



主な内容

平成29年第4回定例会

一般質問要旨など 2 ~ 6
こんなことが決まりました 7

審議結果・議会ニュース 8 ~ 9
議会基本条例について 10 ~ 11
議会のうごき等 12

発行：大山崎町議会 編集：広報常任委員会 〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 ☎(075)956-2101(代)

町政を問う

一般

質問

第4回定例会(12月議会)では、9人の議員が一般質問に立ち、当面する本町の課題について、町の考えをたずねました。質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

辻 真理子議員……P 2

- ◆教育環境・支援について
◆子育て支援について 他

山中 一成議員……P 3

- ◆子育てについて
◆地域振興について 他

波多野庇砂議員……P 3

- ◆町財政の改善努力、その具体的な方策について
◆企業誘致の努力について 他

前川 光議員……P 4

- ◆山本町長の危機管理について

岸 孝雄議員……P 4

- ◆児童教育環境及び学童保育事業について
◆地域におけるふれあいづくり活動支援と空き家の有効活用について

朝子 直美議員……P 5

- ◆公民館の更新について
◆水道料金の引き下げについて

西田 光宏議員……P 5

- ◆子ども達の教育環境整備について
◆町体育館改修工事と今後の活用について 他

渋谷 進議員……P 6

- ◆本町における「民泊」規制について
◆行政の意思決定過程の透明化と情報公開について

北村 吉史議員……P 6

- ◆山本町政の評価と今後の課題、10年先の財政状況について
◆高齢者のロコモティブシンドロームの対策について

※掲載内容は、一般質問をもとに各議員が作成しています。(質問順に掲載)

辻 真理子議員 (所属会派 日本共産党議員団)



1. 教育環境・支援について

問 大山崎小のハード面が不足し、良好な教育環境が整っていない。来年度の緊急対策や、今後の児童数予測はされているか。

答 来年度の大山崎小児童数は610名、平成35年度には600人と見込んでおり減少傾向と認識している。一方、特別支援学級の児童数は増加傾向にあり、今後普通教室数の不足を危惧している。

問 対策として、現在第二大山崎小学校区に隣接する大山崎小学校区内に弾力化制度の導入調査や、大山崎小の増改築を検討してはいかがか。

答 通学区域の弾力化制度は有効な手段の1つと認識しており、今後調査・研究していく。大山崎小の増改築等は整備期間や予算が課題となる。今後長寿命化と合わせ検討していく。

問 小・中学校の不登校児童・生徒の学習の場の選択肢として、教育支援センター(適応指導教室)の設置を望む声を聞く。必要性の認識を問う。

答 適応指導教室の必要性は認識している。

問 改めて就学援助制度における入学準備金の早期支給や、クラブ活動費を援助項目に含める点についてはいかがか。

答 入学準備金は本年度から7月初旬に早めて支給したが、早期支給に向けて検討する。クラブ活動費を援助費用に含める点も引き続き検討していく。

2. 子育て支援について

問 今年度の出生数増加や、宅地開発による転入も増えている。来年度の保育所入所状況予測はどうか。待機児童を出さないための対策は何かをお考えか。

答 来年度以降の保育所

ニーズは、町立保育所3園と小規模保育2園で対応可能と見込んでいる。しかし、出生数増や子育て世代の転入増が加速した場合、来年度当初に待機児童が発生する可能性もある。

問 保護者の病気等による利用や、年度途中で入所できずに非定型的サービスを利用等、一時保育のニーズも増えていると聞く。来年度以降の対策を問う。

答 来年度も現行制度を継続し、31年度以降は利用ニーズを見極め、新しい民間保育所でも検討する。

3. 中学校給食導入の進捗状況について

問 12月1日付の建設経済新聞に中学校給食施設の基本設計に着手し、センター方式による用地を年内に確定との記載がある。詳細な説明を求めめる。

答 概ね来年1月初旬に用地選定を終え、基本設計を行う。候補地は公有地4か所。30年度に実施設計を行い、導入を進める。

山中 一成議員 (所属会派Ⅱ大山崎クラブ)



1. 子育てについて

問 保育所民営化について尋ねる。

答 平成31年度から最長4年間、時限的に第2保育所を存続させることを決定した。

加えて、4年間の時限的存続に係る対応として、当初は、現在の第2保育所の在園児童のみを対象とする予定としていた。しかし、この間の説明会における保護者の皆様からのご意見・ご要望にできる限り応え、丁寧に保育所民営化を進めていくために、来年度第2保育所に新たに入所する1歳児以上の児童についても今回の時限的措置の対象とした。

引き続き、説明責任を果たすとともに、頂戴したご意見についてもできる限り反映するよう努める。

たいと考えている。

2. 地域振興について

問 2020東京オリンピック。パラリンピックの聖火リレー誘致について、所見を伺う。

答 現在ホストタウン事業を推進している町としては、町域を通るコース設定の要望活動を積極的に行いたいと考えている。要望活動にあたっては、本町のみならず乙訓2市や、関係団体とも連携を図りながら、聖火リレー誘致に向けた取組を進めたいと考えている。

3. 平成30年度予算編成に向けて

問 安心安全のための防犯灯のLED化について、予算化されているのか。

答 私が町長に就任して以降は、更新数を倍増させ、加えて集中的に設置することで、地域の方からは「劇的に明るくなった」との声をいただく。一方、いまだ残り約1,200基の防犯灯の

LED化が未整備で、速やかな整備を求める要望もいただいている。

単年度に多額の財源が必要となるため、各種有利な補助事業や起債等を活用したい。その上で、可及的速やかに町民の皆様への安心安全を確保するため、平成30年度の事業実施に向けて、鋭意検討を進めているところである。

問 教育課題である不登校への対応として、教育支援センター(適応指導教室)についてのお考えを伺う。

答 不登校及びその傾向にある児童生徒を対象に、学校とは異なる居場所を確保し、一人一人の状況に応じた支援を行い、心の安定と自信の回復を図り、学校復帰や自立的な成長を促していく適応指導教室の開設に向けて検討したいと考えている。

その他、職員の働き方改革や、本町での不登校の児童生徒の実態について質問しました。

波多野 庇砂議員 (所属会派Ⅱのぞみ)



1. 町財政の改善努力、その具体的な方策について

問 歳入増の方策について問う。

答 町のPR活動や受け皿整備のほか、ふるさと納税にも取り組み、昨年度実績7,590万円であった。

2. 企業誘致の努力について

問 町内の適地は生産緑地指定のため枯渇している。対策を問う。

答 地元企業と良好な関係を築くよう努めている。町のコンパクトさを活か

し、まちづくりを進めたい。**問** 都市計画税の大増税は都市開発を進めない現状に矛盾するがいかがか。**答** 実施中の下水道事業等のために導入した。

3. 長岡京市の道路整備について

問 同市と異なり、当町は未計画のまま都市計画税を創設した。また町民へ説明を行わず付議した。

答 法定の上限税率0.3%内の0.1%に設定した。

4. 都市計画税実施について

問 現支出の下水道事業に該当させる答弁は単なる増税に等しい。無収入でも救済がない。住宅劣化するのに増税は矛盾する。

答 ピーク時比10億円以上の減収に対応したい。**問** 2段目の増税ロケットはいつの時期か。

答 議会に諮るべき事項で、具体的予定はない。

5. 天王山を柱とする観光振興について

問 関連経費はいくらか。

答 27、28年度決算額と29年度予算額の合計は1億2,500万円である。

問 私有の天王山への莫大な税投入ではないか。

答 来訪者を迎えるための整備で、莫大な税投入と認識していない。台風の倒

木処理は職員も実施した。**問** 50回登頂者表彰、登頂証明書発行等は、町に管理責任が生じ、町民のリスク負担になるのでは。**答** 登山中の事故は登山者の自己責任である。

6. 防災治水対策について

問 町長は桂川治水水対策協議会等に欠席したが、出席して大戸川ダム整備に尽力すべきでないか。

答 必要と認識し、要望活動を行っている。

問 高橋川の砂防ダムは小さい。土砂崩れ時に下流の暗渠で詰まれば、阪急やJR、住戸に被害が出る心配がある。当町予算を使わず対応を求めるべきである。

答 砂防堰堤2か所の下流の被害は軽減される。

7. 保育所民営化について

問 既存の民間保育所から保育士が多数移ることで、町自ら今までの雇用を壊すのではないか。

答 町立保育所ですでに限り雇用を努める。

前川 光議員 (所属会派Ⅱ光会)



1. 山本町長の危機管理について

問 桂川氾濫後または決壊後の浸水シミュレーションはどのようなものか。

答 浸水想定区域図では、字大山崎地域に限ると、JR線路よりも東側については、ほぼ全域で浸水が見込まれる。最も高い地域で5mを超える水位が予想される。

問 浸水時間はどのくらい継続すると考えているのか。

答 河川氾濫時の浸水想定区域図の中で示されたシミュレーションによると、字大山崎地域の浸水が想定される区域における浸水継続時間は、ほぼ全域で12時間以上24時間以内、小字鏡田地域の一部が24時間以上72時間以

内とされている。

問 決壊ならば西高田・鏡田地域に家屋倒壊の可能性はないのか。

答 家屋倒壊等氾濫想定区域は、河川氾濫が発生し、氾濫流が住宅地に押し寄せた場合に、木造家屋がその外力によって押し流され、倒壊してしま

う危険性を示したものである。この区域に含まれる地域は小字鏡田の大部分と、小字広敷、尻江、傍示木、大山崎茶屋前の一部である。

問 大山崎排水ポンプ場、大山崎汚水中継ポンプ場のポンプ・発電機の設置高さ、役場の発電機の設置高さ、大山崎小学校の発電機の設置高さ、上水は使用できるか、それぞれ浸水時に使用可能か。

答 大山崎排水ポンプ場におけるポンプ・発電機の設置高さは、地上から3.2m、大山崎汚水中継ポンプ場におけるポンプはマイナス11m、発電機は

0m、役場庁舎における発電機の設置高さは9.7mである。大山崎小学校には自家発電機を設置していないが、校舎屋上に太陽光パネル発電設備と蓄電池を設置している。

それぞれの機器の浸水時の使用は、浸水想定区域図における水位に照らすと、大山崎排水ポンプ場、大山崎汚水中継ポンプ場は、ポンプ及び発電機の浸水によって使用不可となる。役場の発電機は3階ペランダに設置してあるため使用可能である。大山崎小学校の太陽光パネル発電設備も屋上設置のため使用が可能である。上水関係施設は、仏生田第2受水場は浸水想定区域外にあるため、鳥居前配水池と稲葉配水池への送水は継続することが可能である。自家発電機も設置されているので、仮に停電が発生しても、30時間程度は給水を継続することが可能である。

岸 孝雄議員 (所属会派Ⅱ民主フォーラム)



1. 児童教育環境及び学童保育事業について

問 町内の両小学校の給食調理施設の温湿度環境について、国の大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食衛生管理の基準に準拠させることが必要と考えるがいかがか。

答 給食施設の衛生的な室内環境の確保、空調設備の設置については、安全かつ安定した給食の提供と調理員の労働環境の観点からも喫緊の課題であると認識している。

問 両小学校ともに経年劣化で雨漏り等が発生しているが、教育環境の維持改善を求める。

答 これまで小学校の耐震化、普通教室等への空調設置、バリアフリー化、トイレ改修工事を計画的

に実施してきたが、さらに公共施設等総合管理計画における個別計画として対応に努めたい。

問 小中学校でのSNS等によるいじめへの関係各機関や団体、公的施策との連携による対応策について問う。

答 教育専門家から「SNSの利用でいじめが学校だけでなく、帰宅後や休み中にも広がった」との指摘もあり、学校でのモラル指導を充実させるとともに、PTAとも情報提供や啓発を進める。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するため、府教育委員会のネットパトロール等も活用し、いじめに対処する。

2. 地域におけるふれあいづくり活動支援と空き家の有効活用について

問 増加する空き家を地域交流や子育て支援、教育支援活動、高齢者等のふれあいづくり活動の拠点として

有効活用してはどうか。

答 現在約350戸ある空き家が、今後人口減少と高齢化の進展に伴い増えていくことは、地域コミュニティの形成や地域防災に大きな支障が生ずると懸念している。空き家を地域でのふれあいづくりの拠点として活用することは、これからの大きな課題と認識している。

3. 障がい者福祉サービスの地域間格差について

問 障がい者福祉サービスの乙訓2市1町内での地域間格差の現状と補正の必要性について、町長の見解を問う。

答 誰もが地域の中で自立して生活できるよう、福祉サービスの基盤を整備し、サービスの充実を図る。全ての障がい者や障がい児が必要な支援を受けられるよう、乙訓2市1町のサービスの状況をしっかりと捉え、福祉ニーズの把握に努め、障がい福祉サービスの向上に努める。

朝子 直美議員 (所属会派 日本共産党議員団)



1. 公民館の更新について

問 町として長寿命化ではなく、建て替えと方針を固めているように推察されるがいかがか。

答 公民館の再整備については、公民館単独で検討を進めるのではなく、役場周辺地区(シビックゾーン)のあり方や再編といった広い視点の中で、公民館とその周辺施設もあわせて、施設整備について検討を進めている。

問 町民参画の検討会議

を7月頃から年8回開催する予定とされていたが、いまだ開催されていない。来年度に繰り越すのか。

答 今年度内に4回行う予定である。

再質問 公民館周辺の各施設について、老朽化度の調査を行ったのか。長寿命化が不可能な施設はあったか。

答 特段調査は行っていないが、長寿命化が不可能な施設はないと考える。

再質問 学校給食施設の建設候補地の1つにシビックゾーンの1つがあげられている。給食施設の建設地が確定した後に検討会議に提案される案が確定するという関係か。

答 平成25、26年頃に耐震調査を行い、見積もりをとっており、2,500万円前後だったと記憶している。

再質問 仮に複合化等の建て替えを行えば、向日市の例では46億円と相当の金額である。財源はどうするのか。都市計画税を充てるのか。

答 都市計画事業にするかどうかは検討していない。国の有利な起債を活用できると考えている。

再質問 以前に公民館の耐震化費用を試算したと聞いているがいくらか。

2. 水道料金の引き下げについて

問 2015年度から京都府宮水の建設負担水量が減量され、町負担が減っている。町民に還元するべきではないか。

答 水道施設整備計画に基づき、老朽化対策や耐震化を図る必要がある。多額の経費が見込まれ、今後も厳しい財政運営が予想されるが、経営の健全化に努めていきたい。

西田 光宏議員 (所属会派 大山崎クラブ)



1. 子ども達の教育環境整備について

問 学校施設の充実については、両小学校の学校施設は老朽化への対策。また、本町の小中学校における教育のICT化についてどう考えるか。

答 学校施設の老朽化は先送りのできない課題であり、公共施設等総合管理計画の個別計画として対応に努める。教育のICT化は、情報化の進展に伴う協働型・双方向を踏まえて推進し、本町の授業の充実を目指して活用したい。

問 必要保護児童生徒に対する入学準備金の支給前倒しについて、29年度は7月支給を始められたが、さらなる前倒しの考えはないか。

答 乙訓2市1町で一定協議して、早期支給に向けて進めたい。

再質問 財務会計的の問題がないなら、町としての決断を町長に願います。

答 必要性は十分認識しているので、できる限り、そのような対応を措置していこうと思う。

問 2. 町体育館改修工事と今後の活用について

再質問 改修工事の進捗状況、変更契約の具体的内容、施設更新後の競技用具の更新計画、オリ・パラ外国人選手が合宿活用した場合の影響はいかがか。

答 工事は全体として概ね計画通りに進捗している。変更契約はスポーツ施設・災害時避難所施設として今後も長く安心して使用するため、工事の進捗に伴い仕様等に変更や追加をした。新たに必要の生じた工事は合算7,100万280円であり、予算の範囲内で変更契約を締結する。競技用具等の更新は、老朽・劣化の

激しい用具を中心に補正予算を要求しており、次年度以降も活用可能な補助金・助成金等の財源確保に努めたい。外国人選手が合宿活用した場合の影響は、町民(一般利用者)の利用に不便をかけるが、合宿の前後等で選手の負担がない程度で地元民との交流を持ちたい。

再質問 変更内容は理解したが、変更工事の中には当初の契約に含めておくべきものもあるようであるが、このあたりの考え方はいかがか。

渋谷 進議員 (所属会派Ⅱ日本共産党議員団)



1. 本町における「民泊」規制について

問 そもそも住民が暮らしてこそ「観光」産業であり、「観光のため」住民生活に不都合が起る観光施策は本末転倒である。

現在、京都市などでは、不特定多数の外国人観光客を「普通」の住宅に宿泊業の認可なく泊まらせる不動産投資、違法「民泊」が横行し、住民の生活圏が損なわれ、住民が地域に「住めなくなる」事態が多発している。

本来、人の命・財産を預かる宿泊業の営業は、旅館業法・建築基準法・消防法等の厳しい基準をクリアした認可が必要であるが、現在、「民泊」のほとんどはこうした認可

をうけない違法民泊である。

国は「宿泊業」を規制緩和し、実質上、違法民泊を容認する、いわゆる「民泊法」を2018年6月から施行する。

京都市は、市民の生活と観光資源である町並みを守るため、厳しい「民泊」規制の仕組みを作る方向で動いている。当然、投資である違法民泊が、規制の弱い周辺地域に染み出すことが予想され、大山崎町も例外ではない。

そこで、民泊問題についての町の考えを問う。本町でも民泊規制の仕組みを早急に作るべきではないか。

答 本町の観光状況は、観光客が増加する一方で、観光客の観光消費額は伸びず、宿泊施設の確保が課題である。近隣住民の生活環境への配慮も必要であり、調和のとれた観光による活性化を図っていく。

そのため、民泊法を受けて民泊条例を検討中である京都府と協議しながら、住環境に考慮した上で、本町でも一定の民泊事業を実施できるようにしたいと考えている。

2. 行政の意思決定過程の透明化と情報公開について

問 森友・加計疑惑など、行政文書が隠され、「無い」事にする当局の姿勢が問題となっている。

行政が施策を決めるにいたる意思形成過程の透明化は、町政の民主的運営にとり必要不可欠である。それには、情報公開と行政文書の管理の2つが必要となる。そこで、透明化、行政文書などの行政情報の取り扱い、現行の情報公開条例について問う。

答 透明化は住民の信頼を得る手段であり、行政情報は広報等で共有している。情報公開制度は一定機能していると考える。

北村 吉史議員 (所属会派Ⅱ大山崎クラブ)



1. 就任3年を迎えた山本町政の評価と今後の課題、10年先の財政状況について

問 積み残された課題、町道インフラ再整備、避難場所としての体育館再整備、第二大山崎小学校プール及び学童保育敷地内移設について問う。

答 町民生活の安心安全を最優先に積み残された課題解決に真摯に取り組む。

問 今後の課題として、第2保育所民営化と運営支援について、公民館再構築と周辺施設の複合化について問う。

答 民営化のメリットを最大限に生かし、しっかりと支援をしていく。公共施設整備計画に基づき、最小限の財政支出

で最大限の整備をしたい。

問 将来に向けた課題として、急増した一般会計の今後の見通しと、町内定住促進策について問う。

答 財政状況は依然として厳しいが、課題解決に向け最大限の努力をする。

また、定住促進は様々なイベントを通じて、本町の魅力を発信する。

2. 2025年問題を見据えた高齢者のロコモティブシンドローム(運動器症候群)の対策について

問 高齢者のロコモティブシンドローム(運動器症候群)対策について、要介護・要支援になる原因の第1位は運動器の障害とされている。健康寿命を延ばし、元気なお年寄りに社会貢献をお願いし、扶助費の抑制と介護予防施策を充実させる必要性を問う。

答 議員のご指摘の通り、今後の扶助費は高齢者人口に比例して増え続ける。

その上で、本町として様々な団体、地域と協同して施策を進めたい。

その他、スポーツ(アクトタイプチャイルドプログラム)を活用した児童の健全育成と、河川敷を活用したスポーツ施設整備、大山崎小学校グラウンドネットフェンス設置などについて質問しました。

※2025年問題とは人口減少社会の中で、75歳以上の高齢者が5人に1人、65歳以上の前期高齢者が3人に1人の割合になることにより、生産年齢人口が減少し、経済の縮小だけでなく、医療・介護・福祉にかかわる人的・物的・財源的問題が発生する超高齢社会を2025年問題といえます。今からでも、国・地方自治体は将来ビジョンを見据えた政策策定が急務です。

12月議会 こんなことが決まりました

平成29年 第4回定例会

12月の第4回定例会では、町体育館の使用料改定や改修工事の変更契約、町道の認定、第二大山崎小プール改築工事契約、各会計補正予算、職員の給与改定などの議案、私立幼稚園への助

成を求める請願について、慎重に審議のうえ可決（承認、同意または採択）しました。その審議内容のうち主なものを次のとおり紹介します。（審議結果は8ページをご参照ください。）

町体育館 使用料の改定、改修工事の変更契約（約7,100万円増額）を可決

町体育館設置条例の一部改正について

改修中の町体育館（大体育室）の空調設備の整備などに伴い、平成30年度から使用料を改定する条例案について、委員会で審議し、本会議で討論した後、賛成多数で可決しました。

今改定により、使用料減額の要件が具体化されるとともに、使用料が約2割値上げされ、冷暖房使用時の加算額も改められました。

（例）大体育室 夜間使用料 7,000円 ↓ 9,000円（冷暖房使用時は1時間2,500円加算）

委員会では、各委員から値上げ率の考え方などについて質疑が行われました。

町体育館改修工事変更請負契約について

現在、4月のリニューアルに向けて工事中の町体育館について、音響機器の更新や外壁補修、2階エントランス雨よけの設置などの工事を追加し、約7,100万円を増額する変更契約を賛成多数で可決しました。委員会では、多額の追加工事について初めから見込んで設計すべきではなかったかとの指摘に対し、予算の関係でやむなく断念した箇所を入札の差額を用いて追加施工する旨の答弁がありました。また本会議では、賛否それぞれの立場で討論が交わされました（9ページ参照）。

その他、町道と法定外公共物の占用料の改定、第二大山崎小学校プール改築工事契約（金額1億3,933万円）の締結などについて審議のうえ、可決しました。

（町道）の認定について……第4回定例会では、府道大山崎大枝線（西国街道）の一部をはじめ次の5路線を〈町道〉として認定することに同意しました。道路法に基づく〈町道〉認定には議決が必要となり、議会が同意すると、今後は町が町道として維持管理することになります。

- ・ 円明寺線第16号（にそに関連の再編による府道大山崎大枝線の一部（井尻～葛原）延長593.6m）
- ・ 下植野線第10号（にそに関連の再編による府道下植野大山崎線の一部（一丁田～五条本）延長332.5m）
- ・ 下植野線第11号（にそに関連の再編による府道下植野大山崎線の一部（菖蒲原～五条本）延長493.7m）
- ・ 円明寺線第118～120号（字円明寺小字茶屋前の開発により住宅地内に新設された道路・延長167mほか）
- ・ 円明寺線第121～124号（字円明寺小字鳥居前の開発により住宅地内に新設された道路・延長676.9mほか）

平成29年度補正予算等を可決

一般会計ほか各会計補正予算

29年度一般会計補正予算（第3～5号）では、必要な増減額（補正）の結果、歳出予算総額は62億6,179万7千円となりました。

主な歳出は、衆議院議員選挙費（1千万円）、人件費（時間外勤務手当、勧告に伴う給与改定などによる増）、商工業振興費としてスーパード（組合型小売店）のトイレ新設整備の補助金（約110万円）、災害対策費として台風21号対応の人件費（63名分約147万円）、体育館費としてリニューアル記念イベントの会場設営費（10万円）など。

その他、介護保険事業、後期高齢者医療保険事業、水道事業の各会計補正予算とともに審議のうえ、それぞれ可決（承認）しました。

町職員の給与に関する条例などの一部改正

京都府の人事委員会勧告等に伴い、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当の引き上げ（年0.05月分）、職員の給与・勤勉手当の引き上げ（平均0.2%・年0.1月分）を行うための条例の一部改正について、委員会で審議し、本会議で討論した後、賛成多数で可決しました。委員会では、経常収支比率やラスパイレース指数の高さを指摘する意見も出されました。

議案に対する各議員の表決結果をお知らせします！

【賛成：○ 反対：×】(議席順に掲載)

第4回 定例会

◇賛否が分かれた議案等◇

議案番号 ※	議案名	議決結果	西田 光宏	森田 俊尚	山中 一成	北村 吉史	岸 孝雄	高木 功	辻 真理子	朝子 直美	渋谷 進	前川 光	波多 野庇砂	小泉 満
68	大山崎町体育館設置条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	議長のため採決には加わらない
79	大山崎町道路線の認定について (円明寺線第16号・府道大山崎大枝線の一部延長593.6m)	同 意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
80	大山崎町体育館改修工事変更請負契約について	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	
81	第二大山崎小学校プール改築工事請負契約について	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	
82	大山崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
83	大山崎町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
84	平成29年度大山崎町一般会計補正予算(第5号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	

◇全員が賛成であった議案等◇

議案番号	議案名	議決結果
66	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度大山崎町一般会計補正予算(第3号))	承 認
67	大山崎町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
69	大山崎町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
70	大山崎町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について	原案可決
71	平成29年度大山崎町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
72	平成29年度大山崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
73	平成29年度大山崎町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
74	平成29年度大山崎町水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
75	大山崎町道路線の認定について (円明寺線第121～124号・小字鳥居前の開発地内に新設された道路)	同 意
76	大山崎町道路線の認定について (円明寺線第118～120号・小字茶屋前の開発地内に新設された道路)	同 意
77	大山崎町道路線の認定について (下植野線第11号・府道下植野大山崎線の一部延長493.7m)	同 意
78	大山崎町道路線の認定について (下植野線第10号・府道下植野大山崎線の一部延長332.5m)	同 意
請願 4号	私立幼稚園保護者負担軽減並びに幼児教育振興助成に関する請願書	採 択

※75～79の各議案名のあとの()内はそれぞれ認定された町道の路線名及び概要を記載しています。
※議案番号は平成29年第1回定例会からの通し番号です。

議 会 だ よ り

【討論の状況】 本会議の表決前に交わされた討論の状況をお知らせします

議案番号	議案名	反対の立場で討論	賛成の立場で討論
68	大山崎町体育館設置条例の一部改正について	辻 真理子	
71	平成29年度大山崎町一般会計補正予算(第4号)		渋谷 進
72	平成29年度大山崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		辻 真理子
74	平成29年度大山崎町水道事業会計補正予算(第1号)		朝子 直美
79	大山崎町道路線の認定について(円明寺線第16号・府道大山崎大枝線の一部延長593.6m)	波多野 庇砂	
80	大山崎町体育館改修工事変更請負契約について	渋谷 進	西田 光宏 波多野 庇砂 岸 孝雄
81	第二大山崎小学校プール改築工事請負契約について	朝子 直美	波多野 庇砂
82	大山崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	前川 光	
83	大山崎町職員の給与に関する条例の一部改正について	前川 光	

討論の内容は会議録をご覧ください
(ホームページで見ることが出来ます)

議 会 ニ ュ ー ス

◆ 妊娠中の女性議員に 着席したままの発言を 初めて許可 ◆

平成29年第4回(12月)定例会では、町議会としては初めて、妊娠中の女性議員の体調に配慮し、一般質問の再質問や討論(※起立して発言することが慣例)の際に着席したまま発言することを許可しました。

ごくささやかな1歩ですが、今後も、町議会として、誰もがどんな時も当たり前に必要な配慮を受けられる「誰もが住みよいまち」を目指し、女性や子育て世代も参加しやすい議会づくりに取り組んでいきます。

☞ 地方議会の議員に占める女性の割合は年々高くなる傾向にありますが、町村議会ではわずか9.8%(平成28年12月末現在)であり、政治分野における女性の参画は依然として低い水準にとどまっています。※本町議会は12人中2人の16.7%です。

◆ 議決結果を ホームページで速報 ◆

平成29年第4回(12月)定例会は、12月19日に各議案等の採決を行い閉会しましたが、同月21日に議決結果をホームページに掲載しました。

これまででは、各定例会の約2ヶ月後に発行するこの議会だよりでお知らせしていましたが、「あの条例案はどうなったのか」というお問合せもあったため、今後は各定例会の閉会后なるべく速やかにホームページでお知らせします。(ホーム>おおよまざき町議会>議案・議決結果 をご覧ください。)

知りたい！議会の情報
ホームページをこ活用ください

A Q 次の議会はいつ開かれるの？

各定例会の約1ヶ月前にHPに掲載します。(おおよまざき町議会▽議会日程)

A Q どのような一般質問がされるの？

各定例会の開会日翌日以降に各議員から通告された一般質問の内容をHPに掲載します。(おおよまざき町議会▽一般質問)

A Q 気になるあの条例はどうなったの？

議決結果は閉会后数日中にHPで速報します。詳しくは議会だよりに掲載します。(おおよまざき町議会▽議案・議決結果)

A Q どんなことが決まったの？

毎年3・6・9・12月各1日に議決の内容をまとめた議会だよりを発行・配布し、HPにも掲載します。HPでは平成16年度以降の議会だよりを閲覧いただけます。(おおよまざき町議会▽議会だより)

A Q どのような討論が交わされたの？

本会議において賛否それぞれの立場で交わされた討論の内容は、HPの「会議録検索システム」で検索し、ご覧いただけます。(おおよまざき町議会▽町議会本会議会議録)

A Q 議会に聞きたい！言いたい！

HPに掲載のお問合せ先にメールしてください。(議会係へのお問合せ)

「議会」って何をしているの？どこをめざしているの？

大山崎町議会基本条例について

平成26年9月、町議会は「議会のあるべき姿、めざす場所」を書き込んだ議会基本条例を全議員賛成のもとに可決しました。


「議会基本条例」とは

【条例制定まで】

地方分権が推進される中で、町議会は、議会基本条例の制定に向けて、先進議会の視察を行い、平成25年12月から議会改革特別委員会で議会のあるべき姿についての検討を重ねました。

その成果として、平成26年第3回定例会に議会改革特別委員会が議会基本条例案を提案し、全議員賛成で可決しました。

【条例の目的】

この条例は、二元代表制（)に基づき、町民に開かれた町議会の運営に関する基本的な事項を定めた議会の最高規範です。

町民の代表としての議会及び議員の活動の活性化と充実を図ることにより、次のことを目指すことを目的としています。

- ① 町民の負託に応える議会の実現
- ② 住民福祉の向上
- ③ 町政の発展

② 二元代表制・・・地方公共団体では、首長と議会のどちらも住民の直接選挙(投票)によって選ばれた代表です。町長と町議会(議員)は、対等の立場にあり、それぞれ住民に対して責任を負います。

☑ 国会とは違う！

国会は議院内閣制。内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名されます。そのため、内閣は国会に対して責任を負います。

☑ 首長と議会の役割は違う！

町長は執行機関のトップとして行政を進めます。一方、議会は議事機関であり、各議員が「十分に議論を尽くす」ことにより、行政を監視し、政策を提言します。そのため、議決には時間がかかります。

☑ 地方公共団体(町)の意思はだれが決めるの？

町長ではなく、一議員でもなく、各議員がどうすべきか十分に議論を尽くしたうえで、議会が決めます。議論するテーマ、「こうしよう」という提案は、執行機関のトップである町長からされることがほとんどですが、議員も条例案の提出や一般質問などで提案することができます。

そして、その町長、町議会議員のどちらも直接選挙(投票)で選ぶことができるのは、町民の皆さんです。

議会の活動(あるべき姿)

「議会」としての活動原則について、条例に次のように規定しました

第4条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、町民に開かれた議会運営を目指すため、議会に関する情報を公開し、議会の透明性の向上及び信頼の確保に努めます。

2 議会は、町民の意思を的確に把握し、把握した意見及び町政運営の状況を踏まえ、政策立案及び政策提案を行います。

3 議会は、充実した調査活動に基づき、論点及び争点を明確にした審議と討論を行います。

4 議会は、議員相互間の活発な議論が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進します。

☆議員間の自由な討議については、議会改革特別委員会でその方法を議論中です。

議員の活動(あるべき姿)

「議員」としての活動原則について、条例に次のように規定しました

第5条 議員は、町民の代表として、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるため、積極的に政策の提案及び提言を行い、町民福祉の向上及び町政の発展に取り組みこ

とを使命とします。
2 議員は、町民の負託にこたえるため、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民代表としてふさわしい活動を行います。

3 議員は、議員相互間の活発な討論と議論を推進します。

4 議員は、自らの議会活動について、町民にわかりやすく説明します。

町民と議会の関係(あるべき姿)

町民と議会の関係について、条例に次のように規定しました

第6条 議会は、その透明性を高めるとともに町民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとします。

☆条例制定と同時に「[広報常任委員会を設置](#)」しました。
2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とします。

☆どなたでも傍聴等できます(12ページ参照)。

3 議会は、必要に応じて地方自治法による専門的知見の活用、並びに参考人制度及び公聴会制度を活用して町長及び執行機関の職員の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとします。

4 議会は、委員会での請願及び陳情の審査においては、提案者の意見を聴く場を設けることができます。
5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報及びホームページで公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めます。

☆各議員の表決結果(賛成か反対か)は、平成27年から「[議会だよりに掲載中](#)」です(8ページ参照)。
HPでも議会だよりを閲覧できます。

6 議会は、必要に応じて町民との懇談会及び議会報告会等、町民との意見交換の場を設けるなど、町民の意見を把握して議会活動に反映させるよう努めるものとします。

☆懇談会及び議会報告会等については、議会改革特別委員会でその方法を「[検討中](#)」です。

議会豆知識

町に要望したい! ~請願・陳情~

【請願】 請願は、住民の皆さんが町に対して意見や要望を述べる方法の一つで、憲法によって保障されています。(STEP ①)

町議会に請願書を提出するためには、紹介議員としてその内容に賛成する町議会議員の署名、押印が必要となります。まず町議会議員にご相談ください。

(STEP ②)

請願書は、平日午前8時30分から午後5時までの間に役場庁舎4階議会事務局までご提出ください。年4回の各定例会(3、6、9、12月)開会日翌日までに提出された請願書は、その定例会中に所管委員会に付託し、審査のうえ、本会議で議決(採択 or 不採択)します。

(STEP ③)

請願書を採択した場合、議会はその実現に努力し、必要に応じ町長や教育長に送付して、処理の経過や結果を求めます。

【陳情】 陳情は、より簡易な方法で、紹介議員を必要としません。町内在住者(町内の法人)から提出された陳情は、議会運営委員会で協議し、議会で審査するか、各議員に配布するに止めるか決めます。

※請願・陳情の提出方法について、詳しくはHP(ホーム>おおよまざき町議会>その他>町議会に請願・陳情をされる方へ)に掲載していますので、ご覧ください(様式をダウンロードできます)。

議会のこうじき

●閉会中の委員会開催など
★議会運営委員会

1月26日(金)

第1回定例会の日程について

2月20日(火)

第1回定例会予定付議事件の説明

★広報常任委員会

2月6日(火)

「議会だより第83号」編集について

●乙訓市町議会議長会主催の議員研修会に議長、副議長はじめ各議員が出席しました

1月30日(火) ホテル京都エミナース
研修テーマ「成年後見制度について」



皆様の傍聴を歓迎いたします
予算の審議を通して、今後のまちづくりについて議論が交わされます

3月議会の日程をお知らせします。
ぜひ、傍聴にお越しください。

第1回定例会(3月議会)の日程

- 2月26日(月) 本会議(開会)
- 3月1日(木) 全員協議会
- 3月1日(木) 議会改革特別委員会
- 5日(月) 本会議(一般質問)
- 6日(火) 本会議(一般質問)
- 7日(水) 総務産業常任委員会
- 8日(木) 建設上下水道文教厚生常任委員会
- 9日(金) 予算決算常任委員会
- 12日(月) 予算決算常任委員会
- 13日(火) 予算決算常任委員会
- 14日(水) 予算決算常任委員会
- 16日(金) 予算決算常任委員会
- 20日(火) 広報常任委員会
- 23日(金) 本会議

(最終日・討論・採決)

〈開会(予定)時間〉

本会議 午前10時

予算決算常任委員会 午前10時

その他の各委員会 午後1時30分

※傍聴の際は、役場庁舎4階議会事務局窓口にお越しください。

こんな方法でも傍聴等できます

- もっと気楽に傍聴したい！
本会議は、役場庁舎4階の委員会室のモニターテレビでも傍聴できます。また庁舎1階ロビーでも中継します。
- 忙しくて傍聴に行けない！
おむね次回定例会までにアップするHPの「会議録検索システム」で気になる箇所を検索し、ご覧ください。
会議録冊子は庁舎1階や公民館図書室に配架します。
※詳しくはHP(ホーム)「おおやまぎ町議会」議会について」議会の傍聴をご覧ください。

ご意見・感想等がありましたら、
町議会事務局までお寄せください。

☎618-8501
大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町議会事務局 まで
電話(075)956-2101
Fax(075)953-6020
メール(おおやまぎ町議会HPに掲載の議会係お問合せ先あて)

編集後記



数ヶ月つづいた寒気もようやく峠をこえたようですが、町民の皆様におかれては、それぞれ健康管理に心を配り、バランスのとれた食事や十分な睡眠をとって、元気にこの冬を乗り切ってください。

さて、今回の「議会だより」の編集作業では、議会の審議の経過・結果のあらましや議会基本条例について、限られた紙面の中で、できるだけ多くの町民の皆様へ活動への関心を高めていただけるよう、「わかりやすい記事」や「目を引く紙面レイアウト」を心がけて取り組みました。

今後もより見やすい「議会だより」の編集に努めてまいりますので、皆様のご意見・感想等をお寄せくださいますようお願いいたします。
(小泉 満)

広報常任委員会

- 西田 光宏 委員長
- 辻 真理子 副委員長
- 岸 孝雄 委員
- 高木 功 委員
- 前川 光 委員
- 波多野 庇砂 委員
- 小泉 満 委員

